

令和5年度徳島県国民健康保険団体連合会事業報告

総括

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険の中核として、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。しかし、国保保険者は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの長引く影響により、加入者の収入減少など、これまでの状況と合わせて厳しい財政運営を強いられてきた。

このような中、令和5年5月12日には、全世代型社会保障法（全世代対応型社会保障構築のための改正健保法等）が可決、成立した。法には国保連合会の業務として「医療費適正化に資する情報の収集・整理・分析、その結果の活用の促進に関する業務」が追加され、同月19日に施行された。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度から本稼働となる国保総合システムをはじめ国保データベース（KDB）システム、国保情報集約システムのクラウド化に向けて準備を進めてきた。

本会においては、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、参考で開催できる会議・研修会等も増えてきた。しかし、WEB機器を活用した会議の開催が定着している状況を踏まえ、これまでより効率的に取り組みを進めることができた。

各地方自治体で、令和6年度から開始となる医療費適正化計画、健康増進計画などの策定に向けて支援してきた。

保険者等が実施する保健事業においては、医療・介護・特定健診情報を統合した「国保データベース（KDB）システム」を用いた支援、「保健事業支援・評価委員会」においても、情報提供や評価、助言等を行い効率的な支援ができるよう工夫し取り組んだ。

財政運営の健全化・安定化の推進については、「中期財政健全化計画」の最終年度であり達成に向けて取り組むと共に、次期計画策定及び令和6年度の手数料改定に向けて協議を進めてきた。

以上、事務事業運営にあたっては、次の重点事項を中心に成果が上がるよう努めた。

- (1) 国保連合会事業の充実強化
- (2) 医療費適正化対策の推進
- (3) 保健・医療・福祉対策の推進
- (4) 国保制度改善強化及び財政安定化対策の推進
- (5) 新国保3パーセント推進運動の推進
- (6) 国保連合会財政運営の健全化・安定化の推進

1 国保連合会事業の充実強化

(1) 本会運営に関する事項

① 会員数及び被保険者数

ア 会員数 27 (県 1 市町村 24 国保組合 2)

イ 被保険者数

令和4年度末 149, 544人

令和5年度末 141, 511人

② 総会

令和5年 7月25日 開催

令和6年 2月27日 開催

③ 理事会

令和5年 7月11日 開催

7月25日 開催

8月29日 (文書表決)

令和6年 2月 6日 開催

④ 監事会

令和5年 6月30日 開催

11月30日 開催 (中間監査)

(2) 国保中央会に関する事項

各種会議及び研修会に107回 出席

(3) 四国地方国保協議会に関する事項

① 中・四国地区国保協議会開催関係分

各種会議及び研修会に10回 出席

② 四国地方国保協議会開催関係分

各種会議及び研修会に15回 出席

(4) 診療報酬審査支払業務に関する事項

① 審査支払受託状況

28保険者

② 診療報酬審査委員会

ア 委員数及び構成

公益代表、保険者代表、保険医及び保険薬剤師代表

各14人 計42人

イ 開催状況

審査専門部会(1日)、審査委員会(3日)、審査委員会予備日(2日)

審査対象となったレセプト件数

医科 3, 665, 590 件	歯科 678, 673 件
調剤 1, 968, 717 件	計 6, 312, 980 件

③ 再審査部会

公益代表、保険者代表及び保険医代表 各 7 人 計 21 人

再審査申出件数

医科 27, 546 件 歯科 227 件 計 27, 773 件を審査

④ 審査専門部会

15 人

審査対象となったレセプト（入院 7 万点以上）

51, 972 件

⑤ 特別審査

国民健康保険法施行規則第 42 条の 2 により、国保中央会特別審査委員会の対象となる入院医科 38 万点（特定機能病院 35 万点）、歯科 20 万点を超える診療報酬明細書（医科 363 件、歯科 0 件）の審査を委託

⑥ 常務処理審査委員による審査

審査委員の中から 6 人（医科 5 人・歯科 1 人）を常務処理審査委員として委嘱し、審査委員会の効率的、効果的運営に努めた。

⑦ 柔道整復療養費の審査について

国保 72, 496 件、後期高齢者 51, 687 件を処理

⑧ 他関係機関と協議会等の開催

徳島県診療報酬適正化連絡協議会等 5 回出席

⑨ 職員の研修等

所内研修（審査関係）として 8 回開催

⑩ レセプト電算処理システム画面審査の機能強化

縦覧、横覧、突合審査を単月ごとのレセプト審査に加えて実施

⑪ オンライン資格確認等システムの運用

令和 4 年 8 月 25 日付、厚生労働省事務連絡「オンライン資格確認に関する都道府県単位での実施体制について（協力依頼）」を受け、本県においては四国厚生支局徳島事務所を事務局とする「オンライン資格確認の普及に向けた連携会議」が設置され、本会と支払基金も参画し、既存の徳島県診療報酬適正化連絡協議会の一つの議題として取り扱うこととされている。オンライン資格確認の導入は、保険医療機関・薬局においては令和 5 年 4 月から原則義務化され、令和 6 年 4 月以降に柔道整復療養費及びあはき（あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術）、6 月からは訪問看護ステーションのオンライン資格確認が開始される。

(5) 特定健康診査・特定保健指導に関する事項

国保保険者側契約とりまとめ者として、健診機関側契約とりまとめ者の徳島県医師会と令和5年度特定健康診査委託契約を締結。「令和5年度特定健診・特定保健指導 後期高齢者健診実施機関用手引き」及び「令和5年度委託元保険者一覧表」を作成し、契約先の保険医療機関等に配布

- ① 特定健康診査・特定保健指導のデータ管理

27 保険者から受託

- ② 特定健康診査・特定保健指導の支払事業

2, 935 機関 62, 014 件 处理

(6) 保険者事務共同事業に関する事項

- ① 第三者行為求償事務共同処理事業

ア 保険者事務処理の共助支援

保険者における交通事故等に該当するレセプトの早期発見と把握を支援。「第三者行為求償対象候補一覧表」を作成・送付。併せて、レセプトの症状詳記等に第三者行為に関係する記載があるレセプトを抽出し、第三者行為の可能性が高いと判断したレセプトについて、該当保険者へ情報提供を行う。また、医療保険者で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険者でも把握できるよう「第三者行為求償突合リスト」を作成・送付

○ 抽出件数

第三者行為求償対象候補一覧表 5, 649 件

イ 求償事務担当職員研修会の開催

令和5年8月21日 60人 出席

ウ 令和5年度求償事務実績

287 件 受託 271, 368, 318 円 収納

エ 顧問弁護士の活用

オ 啓発ポスター等の作成

カ 保険者訪問支援

5 保険者 訪問支援

キ 負傷原因調査事務による保険者支援

令和4年8月から保険者の求償もれ等を防止し医療費の適正化を目的とする負傷原因調査事務を開始した。第三者行為による受療が疑われる被保険者の負傷原因を調査し、第三者行為に該当するものは、被保険者や損保会社等に傷病届の作成・提出を依頼し、医療費の適正化につなげている。

1, 230 人 調査

② 保険者事務共同電算処理

国保総合システムを活用し、被保険者異動処理、各種参考資料作成や被保険者への医療費通知当を作成

ア 受託業務に関する業務・帳票類一覧
受託保険者 26 保険者

イ 特別調整（結核・精神）交付金申請事務支援
18 市町参加

ウ 高額医療・高額介護合算療養費
本算定処理件数 15 保険者 109 件 確定処理

エ 外来年間合算
本算定処理件数 13 保険者 213 件 確定処理

オ 共同電算処理事業に関する変更、開発等の調査、研究
国保共同電算処理業務研究委員会の開催
令和5年11月20日 開催

カ 国保総合システムにおける保険者サービス系システム（レセプト管理）の運用

(7) 県単位の資格情報管理に関する事項

市町村間の情報連携等を実施

(8) 後期高齢者医療業務に関する事項

診療報酬審査支払業務、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理業務及び被保険者証等の作成業務を受託

(9) 介護保険に関する事項

① 審査支払受託状況

23 保険者

第1号被保険者数 243, 584 人（年間平均）

要介護（支援）認定者数 49, 375 人（年間平均）

② 介護給付費等審査委員会

ア 人員と構成

サービス事業所代表 市町村代表 公益代表 各6人の18人

イ 開催状況

医療部会、審査部会の定期開催

医療部会審査対象となった請求明細書件数 13, 951 件

ウ 介護給付費等審査支払実績

1, 448, 410 件 79, 438, 810, 869 円（支払額）

③ 介護サービス苦情処理委員会

ア 委員と構成

苦情処理委員 3人

イ 苦情処理案件及び相談件数

苦情処理申し立て件数 3件

相談件数 37件

苦情処理現地調査 0件

ウ 苦情処理委員会開催状況

苦情処理委員会 46回

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

県内すべての市町村から審査支払事務を受託

⑤ 介護給付適正化支援事業

医療給付情報との突合点検と介護給付情報の縦覧点検について、保険者から委託を受け、介護給付適正化支援業務を実施

⑥ 要介護認定等情報経由業務

介護保険法施行規則に基づき、本会と電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用する方法等により介護保険者から要介護認定情報を収集し、国保中央会を経由して厚生労働省へ提出。また、厚生労働省が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）と介護保険総合データベース（介護DB）の連結解析の精度を向上させるため、要介護認定情報の医療資格情報をもとに生成した識別子（ID5）を取得し、国保中央会を経由して厚生労働省の介護DBに格納。

厚生労働省老健局から、介護情報（認定情報、レセプト情報等）を集約し運用する情報基盤（介護情報基盤）のシステム整備に係る開発等について、国保中央会・国保連合会へ依頼があり、現在、国保中央会に介護情報基盤構築準備室を設置し、令和8年度の介護情報基盤の運用開始に向けて準備が進められている。

⑦ ケアプランデータ連携システム関係業務

国において、介護現場の負担軽減や業務の効率化を図るため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされる居宅サービス計画書等について、事業所間でデータ連携するための仕組み（ケアプランデータ連携システム）の構築が検討されて、厚生労働省老健局から国保中央会へケアプランデータ連携システムの構築・運用について依頼があり、本事業が将来的に介護分野におけるデータヘルス事業の推進・充実化に資するものであり、今後の国保連合会・国保中央会の事業の発展分野の基盤となるものであることから、国保中央会が同システムの開発・運営主体となり、国保連合会は業務の一部（事業所に対する電子証明書の発行業務等）を受

託し、令和5年4月から業務を実施した。

(10) 障害者総合支援等に関する事項

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき審査支払業務を実施

① 審査支払受託状況

県及び市町村 25

② 障害者総合支援等給付費審査支払状況

210, 873件 26, 093, 410, 664円

③ 障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務

厚生労働省は平成30年度障害者総合福祉推進事業として「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」事業を実施し、報告書が作成された。国や地方公共団体の政策立案にあたっては、エビデンスに基づいた施策を推進することが求められており、障害福祉サービスの提供状況等に係るデータを十分に利活用し、分析することが重要であるため、障害支援区分認定データやレセプトデータ等の障害福祉関係データについて、データベース化を図り、有効に活用することができるよう、医療・介護分野のようなデータベースを構築することになった。

こうした中、厚生労働省社会・援護局から、障害福祉サービスデータベースへのデータ連携について国保中央会に依頼があり、国保連合会に障害支援区分認定データの送信業務等が委託され、令和5年4月から業務を実施した。

(11) 特別徴収情報経由業務に関する事項

各保険料（税）の年金からの特別徴収について、国保中央会を通じて市町村と年金保険者間における情報交換業務を実施

(12) 県条例等に基づく医療費助成事業に関する事項

重度心身障害者等医療費、子どもはぐくみ医療費、ひとり親家庭等医療費、妊婦・乳児健康診査費、新生児聴覚検査費について、市町村と委託契約を締結し、医療費の審査及び支払に関する事務を実施。

令和6年1月から徳島市が子どもはぐくみ医療費助成事業の対象年齢の拡大、令和6年4月から徳島県が子どもはぐくみ医療費助成事業の対象年齢を拡大するため、実施に向けた情報共有を図る。

国の母子保健医療対策総合支援事業に基づき、令和5年度から市町村において実施する産婦健康診査事業を受託するにあたり、関係する規則及び要綱を整備し、市町村と委託契約を締結し令和6年1月から事業を開始。

地方単独事業担当者事務負担軽減のため、地方単独事業共同処理業務受託に向け、ブロック別国保担当課長会議に提案し、9月に第1回地方単独事業に係る共同処理事業説明会を開催。事業委託に関する意向調査を実施し、調査結果及び市町村からの要望等を踏まえ、12月に開催した第2回地方単独事業にかかる共同処理事業説明会で、資格点検業務等は国の動きに合わせて進めることとし、求償事務については、令和7年度実施に向けて準備を進める旨説明。

- (13) 国民健康保険特別高額医療費共同事業に関する事項
徳島県から対象レセプトの確認、拠出金及び交付金の出納事務の委託を受け当該業務を実施
- (14) 保険者と連絡・協調に関する事項
- ① 国保・介護保険及び障害者総合支援担当課長会議
令和5年10月30日、12月14日 開催
 - ② ブロック別国保担当課長会議
令和5年 4月26日、 4月27日 開催
 - ③ 市町村国保運営協議会会长連絡協議会
令和6年 1月12日 開催
 - ④ 国保事務担当者等の会議・研修
国保保険料（税）収納率向上対策研修会 令和5年10月16日 開催
- (15) 広報活動に関する事項
- ① Web版「阿波の国保」
ホームページ上に掲載
配信日
令和5年5月31日、8月31日、11月30日、令和6年2月28日
 - ② 国保新聞
国保新聞を保険者等に斡旋し、国保情勢の周知に努め、国保新聞縮刷版を配布
 - ③ 健康増進、健康教育等の啓発
マスメディアによる広報（徳島新聞に広告掲載）
令和5年 5月21日 後発医薬品使用促進
令和5年 8月12日 特定健康診査受診率向上
令和6年 2月25日 保険料（税）収納率向上及びマイナンバーカードの健康保険証利用推進

④ 広報委員会
令和6年 1月15日 開催

(16) 調査・研究等に関する事項

① 国保制度等に関する事項

諸会議に出席。国の情勢を確認し、保険者の効果的かつ効率的な事業運営に資するよう努めた。

② 国保保険者標準事務処理システム

徳島県と委託契約。当該システムで納付金算定に必要となる市町村基礎データのエラーチェック及び集約業務に向けた対応を行う。国保事業費納付金の算定及び国の公費の申請に必要な高額医療費情報を国保総合システムにより算出し、高額医療費負担金の算出業務を行う。市町村事務処理標準システムは、令和5年度導入実績なし。

③ 次期国保総合システム更改

令和6年3月までに次期国保総合システムはクラウドに移行。本会に「次期国保総合システムプロジェクトチーム」を設置し、次期システムの運用及び外付けシステムの運用対象機能の洗い出しと整理等の検討を行い、2回にわたるデータ移行リハーサル及び運用テストを実施。クラウド移行の準備を行うことにより当初の予定どおり令和6年2月から次期国保総合システムに更改。

④ 海外療養費不正請求対策事業

国保中央会に委任し、国保中央会が民間調査会社と業務委託契約を締結し実施。令和5年4月1日時点で、24市町村2国保組合及び後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結

⑤ 出産費用の見える化事業

令和6年4月を目途に公表される出産費用の見える化に向けて医療機関ごとの出産費用データを国保中央会に提供。国保中央会は、都道府県連合会から提供されたデータ及び支払基金から提出されたデータの集計業務を行い、厚生労働省にデータを提供。

(17) 表彰事業に関する事項

① 厚生労働大臣表彰（令和5年11月22日、12月21日）

元徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員 1人

徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員 1人

② 国民健康保険中央会表彰（令和5年11月22日、12月18日）

元徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員 1人

徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員 4人

- 徳島県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会委員 1人
- ③ 徳島県知事表彰（令和5年7月25日）
健康家庭 16保険者 236世帯
- ④ 徳島県国民健康保険団体連合会理事長表彰
優良職員 4人
- (18) 人材育成に関する事項
- ① 一般研修 26回 開催
- ② 国保中央会への職員派遣 1人
- (19) 個人情報保護に関する事項
- ① 「プライバシーマーク」登録・更新に関する業務
「保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針」が改定されたことに伴い、個人情報保護マネジメントシステム文書の改定を行い、8回目の認定を受けた。
- ア 研修
4回 延べ82人
- イ 内部監査
個人情報マネジメントシステムによる内部監査を実施
- ② プライバシー保護委員会の開催
令和5年6月、犯罪防止及び事故防止を目的に防犯カメラを設置することについて本委員会で協議、7月理事会で本会防犯カメラ管理・運用規程の制定が承認され、8月から運用を開始。
- ③ 電算処理業務委託先立ち入り調査
令和6年3月13日 実施
- (20) ネットワーク事業に関する事項
- ① 保険者支援情報ネットワーク
保険者と本会の間をネットワークで繋ぎ、保険者支援情報（データ、帳票等）を提供することにより、保険者事務の効率化と軽減を図った。
- ② 国保連医療保険ネットワーク
国保中央会と本会及び全国国保連合会との閉域ネットワーク。各種データ交換、全国決済業務等を実施。オンライン資格確認等システムの中間サーバへ市町村国保の被保険者資格情報及び特定健診データ等を提供

③ オンライン請求ネットワーク

保険医療機関・保険薬局及び特定健診・特定保健指導機関等と本会を結ぶ全国規模のネットワーク回線。請求データ等をオンラインで受け渡した。

令和5年3月、厚生労働省から、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」が示され、令和5年11月30日に請求省令が改正、オンライン資格確認導入済みのすべての保険医療機関等は、令和6年9月末までにオンライン請求に移行することを目指す。返戻再請求は令和5年4月再請求分から、やむを得ない理由等で経過措置の届出済の医療機関等を除き、原則オンラインによることとされ、経過措置の対応及び紙媒体での返戻送付の廃止を令和6年9月末までに段階的に実施。

④ 共通ネットワーク

介護保険、障害者総合支援業務における本会と国保中央会をネットワーク回線で結び、国保中央会を介して介護保険事業所、障害者総合支援事業所と本会の間で請求データの受付をはじめとしたデータの送受信を行う。

⑤ ネットワークのセキュリティ対策

国保中央会及び全国国保連合会で情報系ネットワークと基幹系ネットワークとの分離を徹底。情報系ネットワークのインターネット利用は、国保中央会及び全国国保連合会でインターネット接続口を集約化し委託する監視業者においてセキュリティ対策を実施。基幹系のセキュリティは、各端末に不正アクセス防止対策機器等の設置、管理サーバにより不正アクセス等の防止対策を実施

(21) 国保会館の健全運営に関する事項

業務継続計画（B C P）に基づき令和3年度から4年度にかけ会館改修工事を実施し、維持・管理に努めた。今後は、P D C Aサイクルに則り業務継続計画を見直し、会館の健全運営に努める。

2 医療費適正化対策の推進

(1) 保険者のレセプト点検調査確認事務の支援に関する事項

① レセプト点検事務支援・事務研修会の開催

保険者共同事業として、保険者における医療費適正化に寄与することを目的に全保険者と委託契約を締結し、実施

点検結果 国保5, 194件 後期13, 627件

研修 令和5年7月6日 開催

② レセプト点検用参考資料等の作成

保険者におけるレセプト点検実施に向け、事例集を作成し配布。再審査及び過誤取扱い上の留意点に関する資料を作成し説明

③ 保険者間の調整

「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」(厚生労働省通知)により、被保険者等が現保険者等に対して有する療養費請求権等について旧保険者等が代理受領するための枠組み(保険者間調整)が整備された。本会を介して「療養費代理受領方式による保険者間調整」及び「包括的合意に基づく保険者間調整」を実施し、保険医療機関等を経由せず保険給付に要した費用の調整を行う。

決定件数 1, 667 件 調整金額 26, 382, 726 円

④ 退職被保険者等に係る適用適正化事業

退職者医療制度は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法)」により、令和6年4月に廃止することが決定。本会は、退職被保険者に係る適用適正化事業として、日本年金機構から提供される「年金受給権者情報」と被保険者マスタを突合し作成する「退職適正化勧奨対象者一覧表等」及び被保険者マスタから被扶養者の該当条件に一致する被保険者を抽出し作成する「退職被扶養者疑該当者リスト等」を各市町村に提供しているが、今年度、双方とも対象者は抽出されなかった。

(2) レセプトデータ活用支援に関する事項

① 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書作成業務

共同処理事業として後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書を作成。市町村国保及び徳島建設産業国保組合は年4回、後期高齢者医療は年1回作成。削減効果等参考資料も併せて提供

差額通知書発送状況

国保 20, 064 枚

後期 16, 607 枚

② 重複・多剤服薬情報通知書作成業務

医薬品の適正使用の促進、被保険者等の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ること並びに保険者努力支援制度において「重複・多剤投与者に対する取組み」が共通指標となっていることから、共同処理事業として実施。市町村国保及び徳島建設産業国保組合は年2回作成。削減効果等参考資料も併せて提供

重複・多剤服薬情報通知書発送状況 6, 154 枚

3 保健・医療・福祉対策の推進

(1) 保健事業に関する事項

① 国保データベース（KDB）システムの運用とシステムを活用した保健活動支援事業

保険者インセンティブの力点である健診受診率向上・重症化予防の取組みに向け、健康増進事業実施者として各種健康診査の結果を踏まえた保健指導及び栄養指導により、疾病の発症及び重症化予防等、生涯にわたる健康増進と社会保障費の適正化に尽力できる人材育成の支援が図られるよう事業を展開

ア 外部講師による糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく実践研修

7回 開催

イ 国保データベース（KDB）システム操作等にかかる研修会

保険者担当職員初任者向け研修として、実機操作研修を開催

令和5年7月4日 開催

ウ CKD・糖尿病性腎症重症化予防等に向けた郡市医師会や県と連携

徳島県医師会糖尿病対策班（腎症対策及び治療中断者対策）及び徳島県慢性腎臓病医療連携協議会において情報共有、情報提供

エ 国保データベース（KDB）システムを活用した保健事業評価等の情報提供

国保データベース（KDB）システムで抽出した帳票やCSVデータを加工し、随時保険者へ提供。本システムは、令和5年度末に機器の保守期限を迎えるため、令和6年4月本稼働の次期システムへと移行作業を実施。次期システムからクラウド化対応となり、そのメリットとしてデータベース構造を簡素化することでデータ拡張性を向上し、本システムを活用した保険者支援の強化や利用ニーズに即したシステム機能の充実・強化に対応できるようになる。

② 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施のための支援

特定健診・特定保健指導法定報告説明会の開催

令和5年8月16日 開催

③ 保険者が実施する保健事業の支援のための保健事業支援・評価委員会の開催

保険者等のデータヘルスの取組みを支援する組織として設置。保険者の保健事業の取組みの報告や委員の助言から課題を共有し、県全体の保健事業レベルアップが図られるよう継続して開催。令和5年度は、令和6年度からの第3期データヘルス計画策定に向けて、前期保健事業の評価を行い、地域の健康課題の実態を整理し評価を行う。第3期データヘルス

計画は、各都道府県が設定する共通の評価指標の標準化が策定のポイントとなっていることから、保険者には共通した計画のひな型と評価・分析に必要なデータを提供、糖尿病や高血圧等の解決に向けて、地域の実情に応じた実効性のある計画策定支援実施。

開催日

令和5年5月26日、8月25日、10月25日、10月26日、12月8日、令和6年3月1日

市町村ヒアリング

10日間24市町村

- ④ 事業運営強化のための研修会、講習会及び職員の派遣
糖尿病重症化予防に向けた三好市医師会と市町の合同研修会他2か所
- ⑤ 器材の貸出及び支援

貸出状況（保険者数は延べ数）

加速度脈波計B C チェッカー	1 保険者
健康年齢計アムザット	3 保険者
身長計	2 保険者
H b A 1 c 測定器	7 保険者

(2) 市町村保健師に関する事項

- ① 市町村保健師連絡協議会への助成及び支援
役員会他7回 開催
- ② 市町村保健師等の研修等
4回 開催
- ③ 県及び各関係機関が開催する会議・委員会への参画
徳島県医師会生活習慣病糖尿病対策班会議他8回

(3) 国保診療施設に関する事項

- ・国保診療施設運営協議会への助成及び支援
総会決定事項に基づき事業を実施。全国国保診療施設協議会との協調に努めた。

(4) 保険者協議会に関する事項

- ・保険者協議会事業の推進
第36回徳島県保険者協議会において決定した事業計画に基づき事業を実施

4 国保制度改善強化及び財政安定化対策の推進

国保制度改善強化対策に関する事項

国保制度の抜本改革と長期安定化実現のため、関係機関と協調し、積極的な要請行動を実施。国保制度改善強化全国大会は、国保財政の基盤強化のための公費の確実な投入などを求める12項目を決議し、地元国会議員へ要請を展開した。

令和5年11月13日 国保制度改善強化全国大会

5 国保連合会財政運営の健全化・安定化の推進

「中期財政健全化計画」に関する事項

各種事業の効率的・効果的な推進により、最小限の費用で期待される役割と責任を果たし、保険者共同目的の達成と医療の質の向上に貢献するため、財政運営の健全性・安定性の確保に向け「中期財政健全化計画（令和元年度～令和5年度）」を策定。本会内に「中期財政健全化検討会」を設け、同計画の確実な履行と令和6年度以降の財政健全化を見据え、計画的な積立資産の形成や各種負担金・手数料の見直しを含め検討してきた。令和5年11月理事懇談会において、同計画4年間の総括と最終年度の見通しを報告。令和6年2月理事会では、同計画の確実な履行により財政的には安定してきたが、令和6年度から各種システムが順次クラウド化されることによる国保中央会負担金の増額など、本会を取り巻く情勢は大きく変化しつつある。引き続き、財政の安定はもとより各事業の取り組み強化を図り、保険者の負託に応えられる組織として推進していくため「経営改善計画（令和6年度～令和10年度）（案）」を提案し承認を得た。

6 その他、保険者の共同目的達成に必要な事業の推進

(1) 風しん対策事業に関する事項

本事業は、令和3年度が最終年度であったが、令和4年度以降3年間の延長が決定され、令和5年度も業務を受託した。

処理件数及び支払額 2,802件 18,122,502円

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

国保中央会及び国保連合会は、厚生労働省から、市区町村及び実施機関の事務負担を軽減するため、請求支払事務について協力依頼を受け、令和3年4月から住所地外（住民票所在地外）の費用請求・支払事務を代行する業務を受託。「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が令和4年度末まで延長、更に令和6年3月末まで延長され、令和

5年春夏接種、秋冬接種が実施された令和5年度も業務を受託したが、令和6年4月受付をもって業務を終了する。

支払件数及び支払額 24, 399件 58, 413, 751円

(3) 「審査支払機能の在り方に関する検討会」に関する事項

厚生労働省は、令和3年3月29日に審査結果の不合理な差異の解消及びシステムの整合的かつ効率的な在り方を柱とする報告書を取りまとめ、厚生労働省・支払基金・国保中央会は同年3月31日に三者連名で「審査支払機能に関する改革工程表」を策定・公表、本会理事会及び保険者説明会で状況を報告した。工程表には、システムのクラウドサービスの利用等が盛り込まれ、次期国保総合システム更改で想定していた経費を上回る費用が必要となることから、保険者に追加的な財政負担が生じないよう全国的な取組みと併せて、本会としても、徳島県、市長会、町村会、それぞれの議長会（地方6団体）及び国保組合に対して国に財政支援を求める要請行動を取り組んだ。結果、令和4年度分は約54億円、令和5年度分は令和4年度第二次補正予算により約57億円獲得できた。国保総合システムの最適化に向けた令和6年度予算は、令和5年度補正予算により前倒しして獲得することができた。

審査支払システムに関する社会保険診療報酬支払基金との共同開発については、工程表に基づき協議、開発を進め、令和6年度から受付領域の共同化が開始される。また、同工程表においては、審査領域の共同化が計画されており、令和8年共同利用に向けた協議が進められている。

審査結果の不合理な差異の解消に向けては、各国保連合会が「取り決め」と認識している約18,000項目について収集し、事務的な整理や医学的観点からの基準統一作業を行い、令和5年6月に国保内における検討が一巡した。この作業により、令和6年3月現在、国保内で統一された基準は約230項目となっており、再度の見直し約1,200項目について、令和6年度中の整理を予定している。

(4) 「国保連合会・国保中央会のめざす方向」に関する事項

「国保連合会・国保中央会のめざす方向」は、全国の国保連合会及び国保中央会が一体となって業務を遂行していく上で、役職員一人ひとりが共通の理解や認識、現状、課題並びに今後の対応方針等について、保険者等の関係者と認識を共有する際の基本的な方向性・考え方として位置付けるものとし、①医療・保健・介護・福祉の総合専門機関としての地方自治体への貢献、②審査支払業務の充実・高度化の推進、③データヘルス改革の展開、④国保連合会のノウハウ等を活用した地域づくり等への幅広い貢献、⑤国保連合会・国保中央会における強固な事業運営基盤の確立を掲げ平成27年

9月に策定。その後、平成30年9月に「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」へと改定。医療保険制度をはじめとした環境が大きく変化していく中、直面する多くの困難な課題に取組み、保険者等の期待に十分に応えていくため、国保連合会・国保中央会全職員への説明、職員からの意見聴取を実施し、地方国保協議会との協議も経た後、令和5年3月「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」として策定。国保連合会を「地方自治体の医療・保健・介護・福祉の業務支援を専門的・総合的に行う機関」として位置づけた方向性を改めて示したものである。

令和5年6月、中・四国地方国保連合会常勤役員会議において、めざす方向2023を具現化するためには職員のスキルアップは不可避であることから、中四国の若手職員がチームを組み、特定課題を選定し、調査研究したうえで施策提案をする「若手職員連携プロジェクト」を立ち上げ、本会職員も参画し議論を深めている。

また、四国地方国保協議会（事務局長会議）においても、県単独で取り組みを進めていくよりも、四国が一つとなり直面する課題等を共有し克服すべきであるという認識の下、令和6年度から具体的な職員研修として取り組む方針を決定してきた。